



SuMi TRUST年金ニュース



(平成30年5月25日)

三井住友信託銀行 年金企画部

確定拠出年金法等の一部改正に伴う関連省令等の パブリックコメント手続きの開始

平成30年5月21日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案」等の改正案に係るパブリックコメント手続きが開始され、6月19日までの間、意見募集が行われております。

- ① 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180035&Mode=0>
- ② 「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180036&Mode=0>

I. 概要

今回のパブリックコメント手続きの対象は、平成28年5月24日に可決・成立した確定拠出年金法等の改正のうち、「確定拠出年金の実施事業主が、5年毎に委託先運営管理機関を評価し、検討を加え、必要に応じて変更を行う努力義務」に関するものです。

同項目に関する改正DC法の施行日は平成30年5月1日であり、既に施行されておりますが、今般、厚生労働省より、「事業主による確定拠出年金運営管理機関の評価の実効性を確保すること、及び運営管理機関に対して、選定した運用の方法（運用商品）の公表を求めること」等を目的とした関連省令等の改正案が示され、意見募集が実施されるものです。

II. 施行期日

- ①確定拠出年金法施行規則、確定拠出年金運営管理機関に関する命令
：平成31年7月1日
- ②通知（「確定拠出年金制度について」、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」）
：通知発出日（パブリックコメントの結果公示日）

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-6256-3581